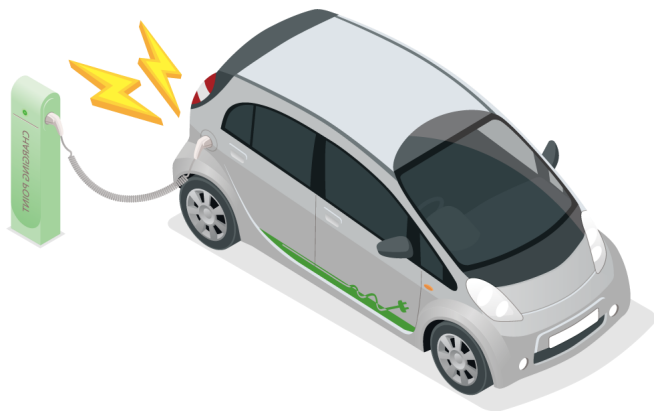


令和4年度 集合住宅における 太陽光発電システム及び蓄電池 に関する導入促進拡大事業

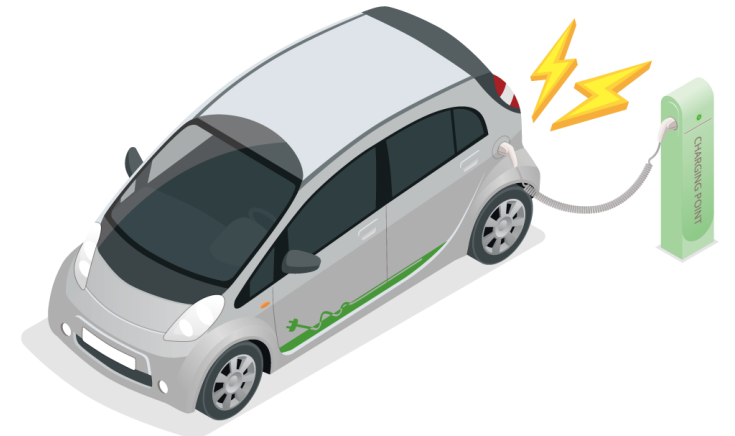
概要説明会



公益財団法人東京都環境公社
クール・ネット東京

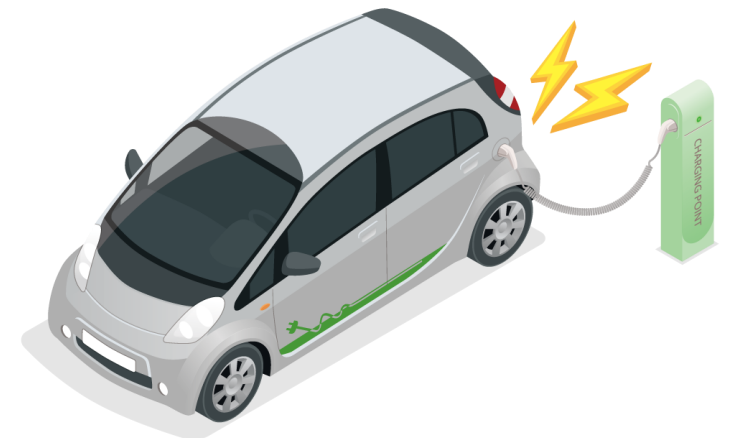
■ご協力のお願ひ■

1. 入室後、貴社名_名前の順に表示をお願いいたします。
2. 説明会中はカメラ、マイクはOFFにさせていただきます。
3. 説明会は録画させていただきます。



目次

1. 事業の目的
2. 事業実施期間
3. 事業概要
4. 助成金申請から交付までの流れ
5. その他注意事項

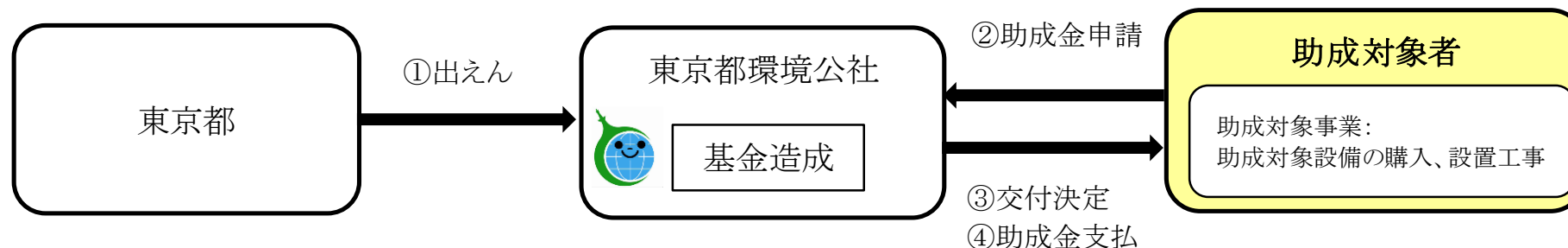


1. 事業の目的

事業の目的

自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて、充電設備の導入を促進するとともに、集合住宅において二酸化炭素を排出しない太陽光による再生可能エネルギーをその電源として活用していくことを目的とするものです。

事業スキーム



2. 事業実施期間

手引き参照ページ
P2、P18

事業実施期間

令和6年度まで（交付は令和7年度まで）

※毎年度申請受付期間を設け、予算の範囲内で行います。

申請受付期間

令和4年度：**令和4年7月15日から令和5年3月31日まで**

※予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

3-1. 事業概要（助成対象者）

助成対象者

太陽光発電システム及び蓄電池の所有者

- 法人
- 個人（個人事業主含む）
- 法人格のない管理組合
- リース事業者

※国及び地方公共団体は申請不可。

3-2. 事業概要（助成対象設備）

手引き参照ページ
P8～9

助成対象設備

V2H充放電設備と同時に集合住宅に設置する下記の設備であること。

- 太陽光モジュール（JET等の認証済であること）
- パワーコンディショナー
- 蓄電池 等

令和4年4月1日から令和7年3月31日までに設置すること。

新品であること。

太陽光発電システム及び蓄電池の設置に関する国または都の他の補助金の交付を受けていないこと。

3-3. 事業概要（助成対象経費・助成金額）

手引き参照ページ
P9～13

助成対象経費

設備購入費、設置工事費

※V2H充放電設備に関する経費は**充電設備導入促進拡大事業**に申請してください。

助成金額

上限**1500万円**

※上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額。

※ただし、太陽光発電システムの定格総出力(kW)×30万円、蓄電池の定格容量(kWh)×20万円が上限。

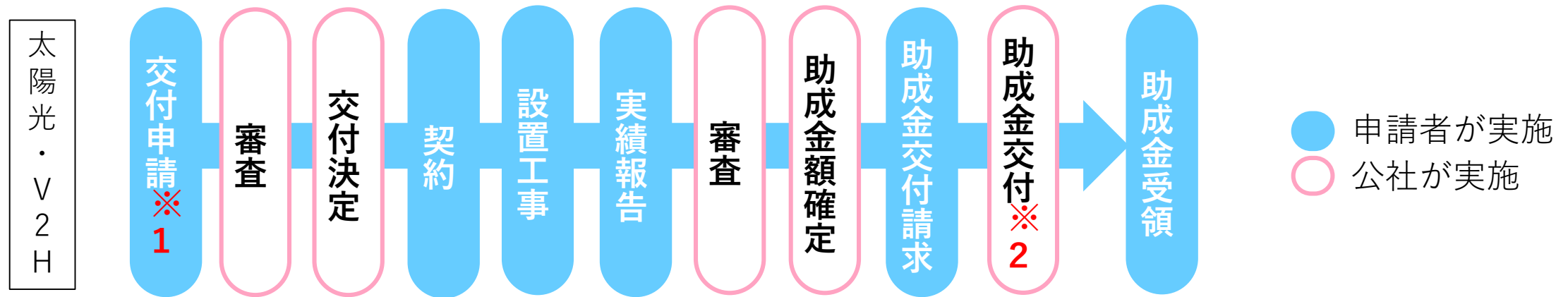
※蓄電池容量は太陽光発電システムの定格総出力の2倍が上限。

4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ
P3～7

申請フロー

※東京都のみの場合



※1 「交付申請」は必ず「契約」前に行ってください。

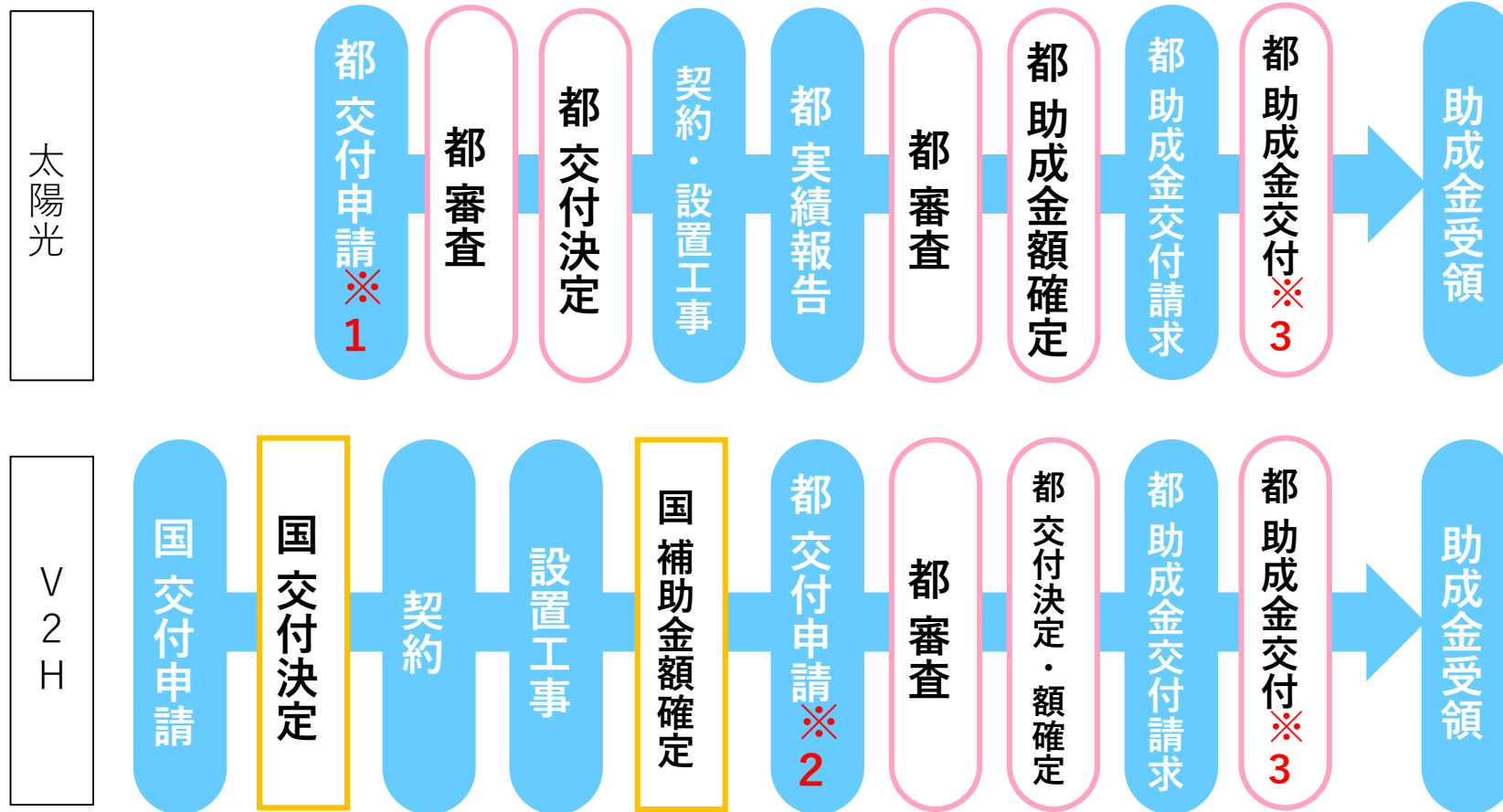
※2 「助成金交付請求」から「助成金交付」までは1か月程度を要します。

4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ
P3～7

申請フロー

※国補助金併用の場合



※1 「交付申請」は必ず「契約」前に行ってください。

※2 「交付申請」は「設置工事」完了後1年以内に行ってください。

※3 「助成金交付請求」から「助成金交付」までは1か月程度を要します。

- 申請者が実施
- 公社が実施
- 国が実施

その他助成要件

下記の要件を満たす事業であることが必要です。

【太陽光発電システムの注意点】

- ・ 発電した電気を売電しないこと。
- ・ 発電及び蓄電した電気は**V2H充放電設備**又は**集合住宅の共用部**のみで使用すること。

【同時に設置するV2H充放電設備の注意点】

- ・ 充電設備導入促進拡大事業（別事業）を利用して設置すること（国補助金の併用可）。
- ・ 放電した電気は**集合住宅の共用部**のみで使用すること。

5. その他注意事項

リース契約

申請する助成対象設備についてリース契約を締結する場合、下記に注意して申請してください。

【注意点】

- ・リース事業者が申請者の場合、リース料金から助成金相当分を差し引く必要があります。
- ・リース契約期間が処分制限期間（後述）に満たない場合は、リース契約満了後に再リースか買取りをする必要があります。

5. その他注意事項

手続き代行

申請者は、交付申請等の手続きを施工会社等に依頼することができます。

【注意点】

- ・助成金交付申請書に代行者の情報を記載してください。
- ・代行者による申請手続きに関する経費は助成対象外です。
- ・代行者が本助成金の規定に従って手続きを遂行していない場合、公社は代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

5. その他注意事項

処分制限期間

助成対象設備は、下記の処分制限期間について、本助成金の交付目的に沿って効率的運用を行う必要があります。

万が一、期間内に処分等をする場合、公社の承認が必要となります。

助成対象設備	処分制限期間
太陽光発電システム	9年
蓄電池	6年



ご清聴ありがとうございました。

【お問い合わせ】

➤ TEL : **03-5990-5159**

受付時間 : 9:00～12:00/13:00～17:00 (土日祝休み)

➤ MAIL : **cnt-juden@tokyokankyo.jp**

※お問い合わせの内容及びヘルプデスクの混雑状況により、回答までお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

東京都の取組のお知らせ

マンション充電設備普及に向けた連携推進協議会（仮称）について

1 概要

東京都では集合住宅の充電設備普及を図るため、関連する団体、事業者等で構成する「**マンション充電設備普及に向けた連携推進協議会(仮称)**」を設置します。

2 活動内容

充電事業者や**マンション事業者等**の関連事業者と連携し、導入事例やノウハウの共有や、充電設備導入に係る課題の掘り起こし、個々の状況に合わせてマッチング等を図ります。

3 充電事業者の公募について

本協議会に参加を希望する充電事業者を公募しています。（**9月2日（金）17:00まで**）

要件：**集合住宅向け充電サービス事業を実施している、**
または**実施を予定している事業者であること等**

※詳細については**環境局HP**をご覧ください。 東京都 環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課
TEL:03-5388-3533